

令和元年度鳥取県介護支援専門員実務研修（丙区分）受講者 様

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会長
(公 印 省 略)

令和元年度鳥取県介護支援専門員実務研修（実務未経験者更新研修）の延期に伴う今後の対応について（通知）

この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、標記研修の一部日程を延期しました。これに伴い、延期した研修科目の受講については、下記のとおり、鳥取県より取扱方針が示されましたので、必要な御対応をお願いします。

記

1 取扱方針

対象者	必要な対応等
受講者全員	今回延期した7科目については、令和2年5月以降に実施予定の令和元年度実務研修（甲区分）による同一科目（別紙1参照）を受講、修了していただき、その後に通常通り、介護支援専門員証の交付申請をお願いします。 ※この場合、修了日は6月下旬、介護支援専門員証の発行時期は7月初旬以降となります。
受講者のうち、 介護支援専門員証の有効期間満了日が、 令和2年6月30日 までの方	<ul style="list-style-type: none">令和2年7月末まで有効期間満了日を延長します。これに対応する介護支援専門員証を交付しますので、以下の書類を鳥取県長寿社会課まで提出してください。 【提出書類】別添の「別紙2」、「別紙3」、介護支援専門員証原本、写真1枚（3×2.4cm） 【提出締切】令和2年3月19日（木）（郵送または持参） 【提出先】鳥取県長寿社会課（宛先等は本紙末尾をご確認ください。）令和2年8月以降の介護支援専門員証の交付については、令和2年5月以降実施予定の振替日程を受講・修了した後に、通常通り、介護支援専門員証の交付申請をお願いします。 ※この申請をもって、延長前の有効期間満了日から5年間有効の介護支援専門員証を発行します。

2 研修受講にあたっての留意事項等

- 延期となった研修日程・会場・時間については、添付のプログラムを確認いただき、お持ちの受講カードの期日・会場・時間等を各自で修正し、プログラムの日程受講日に御持参ください。会場や開始時間等が当初予定と異なる日がありますので御注意ください。
 - 5/23、6/6 会場変更: 県立福祉人材研修センター
 - 6/27 開始時間変更: 9時30分より(会場: 倉吉体育文化会館)
- 研修日程の変更により、やむを得ず受講できない日がある場合は事務局へ御相談ください。
- 研修第4日目の研修記録シート2・3（科目⑩⑪）を同封していますので御確認ください。

3 お問い合わせ先等

《研修実施に関する問合せ先》

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内）
【電話/ファクシミリ】0857-59-6336/0857-59-6341 【E-mail】yamada@tottori-wel.or.jp

《介護支援専門員証に関する問合せ先》

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220）
【電話/ファクシミリ】0857-26-7175/0857-26-8168 【E-mail】yamamotoai@pref.tottori.lg.jp